

省エネルギーの取組に関する 支援制度について

経済産業省北海道経済産業局

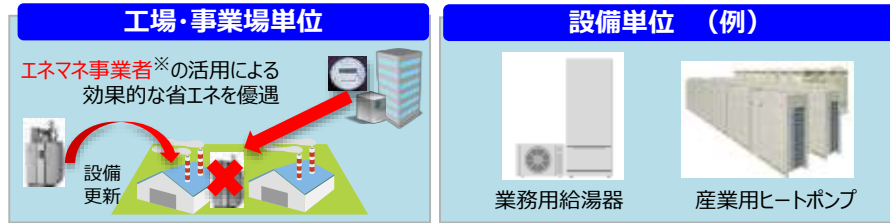
資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

主な省エネルギー関連予算（平成30年度予算案）

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 【600.4億円（672.6億円）】

工場
事業場

工場等における**省エネ設備への入替を促進**。対象設備を限定しない「**工場・事業場単位**」（複数事業者が連携するものも含む）と申請手続きが簡易な「**設備単位**」で支援。



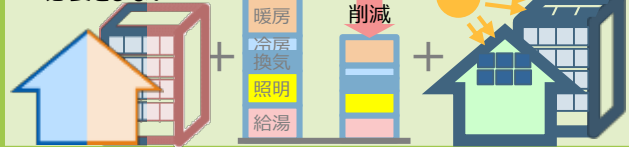
※エネマネ事業者：エネルギーマネジメントシステムを導入し、見える化をはじめとしたエネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネを支援する者。

住宅
ビル

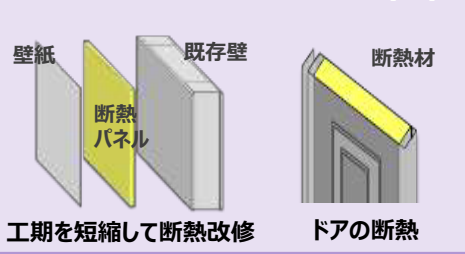
- ①ZEHの普及目標を掲げたZEHビルダーによる物件を対象に、現行のZEHより優れた断熱やエネルギーマネジメント等により**エネルギーの自家消費拡大を目指した「ZEH+」等の普及を支援**。
- ②**ZEBの実現・普及のためのガイドライン作成**等を目的に、ZEBの構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等の導入を支援。
- ③既存住宅の断熱・省エネ性能の向上を図るため、工期短縮可能な高性能断熱建材や蓄熱、調湿等の付加価値を有する**省エネ建材の導入を支援**。

ZEH/ZEBとは

大幅な省エネを実現した上で、再生可能エネルギーにより、**年間で消費するエネルギー量をまかなうことを目指した住宅/建築物**
エネルギーを極力必要としない **エネルギーを上手に使う** **エネルギーを創る**



次世代省エネ建材の導入支援(例)



省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金 【16.0億円（18.5億円）】

民間の融資を活用した**省エネ投資を促進**するため、事業者が省エネ設備の**新規導入**や増設等に当たって民間金融機関等から融資を受ける際に利子補給を行う。

中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金

【12.0億円（10.0億円）】

中小企業等の省エネ取組をきめ細かに支援するため、

- ①**省エネポテンシャルの無料診断**を実施。
- ②「**省エネ相談地域プラットフォーム**」（地域の専門家らが連携した省エネ相談拠点）を全国に設置。
- ③「**全国省エネ推進ネットワーク**」にて省エネ支援窓口・省エネ情報を一元的に発信。

トラック・船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金 【60.5億円（61.5億円）】

貨物輸送事業者と荷主の連携による省エネ取組を実証。成果の展開により輸送部門の更なる省エネを目指す。自動車整備事業者の点検整備データの分析等を通じ、自動車ユーザーへの実燃費に関する情報提供の在り方を検討。

革新的な省エネルギー技術の開発促進事業

【72.0億円（80.0億円）】

省エネ技術の開発を促進するため、**シーズ発掘から事業化までのフェーズごとに提案公募型で技術開発を支援**。多段階競争選抜方式（ステージゲート方式）の審査により目標達成を徹底。



超高輝度・大光量の省エネ型LED照明



高効率ガスエンジンシステム

※【】は平成30年度予算案額、（）は平成29年度予算額

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

平成30年度予算案額 **600.4億円** (672.6億円)

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
03-3501-9726

事業の内容

事業目的・概要

工場・事業場、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進します。

① 省エネルギー設備への入替支援

工場等における省エネ設備への入替促進のため、対象設備を限定しない「工場・事業場単位」(複数事業者が連携する設備入替も含む)、申請手続きが簡易な「設備単位」での支援を行います。

② ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH: ゼッチ) の導入・実証支援

ZEHの普及目標を掲げたZEHビルダーにより建築されるZEH+ (現行のZEHより省エネを更に深掘りするとともに、設備のより効率的な運用等により太陽光発電等の自家消費率拡大を目指したZEH) の導入や集合住宅におけるZEHの実証等を支援します。

③ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB: ゼブ) の実証支援

ZEBの実現・普及のためのガイドライン作成、ZEBを推進する設計事務所や建築業者、オーナーの発掘・育成等を目的に、ZEBの構成要素となる高断熱建材・設備機器等を用いた実証を支援します。

④ 次世代省エネ建材の導入支援

既存住宅の断熱・省エネ性能の向上を図るため、工期短縮可能な高性能断熱建材や蓄熱、調湿等の付加価値を有する省エネ建材の導入を支援します。

成果目標

平成42年省エネ見通し (5,030万kl削減) 達成に寄与します。

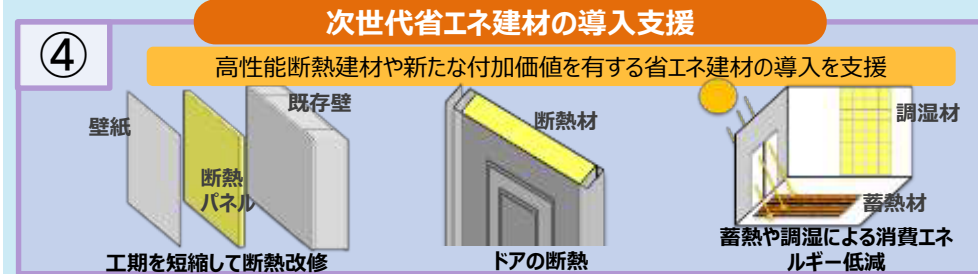
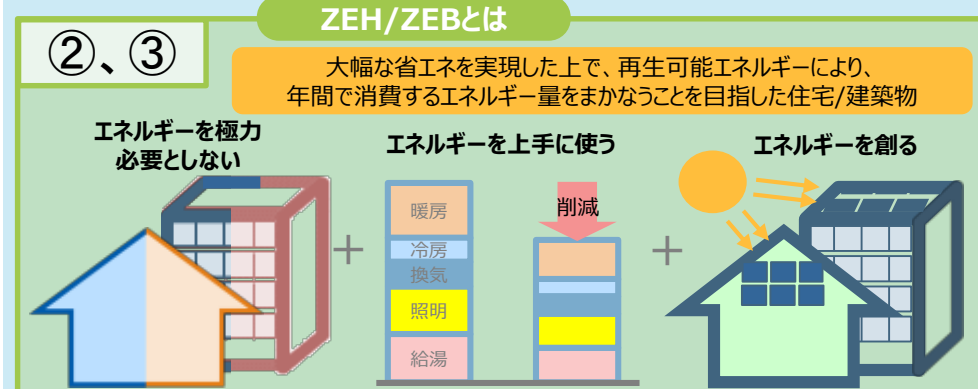
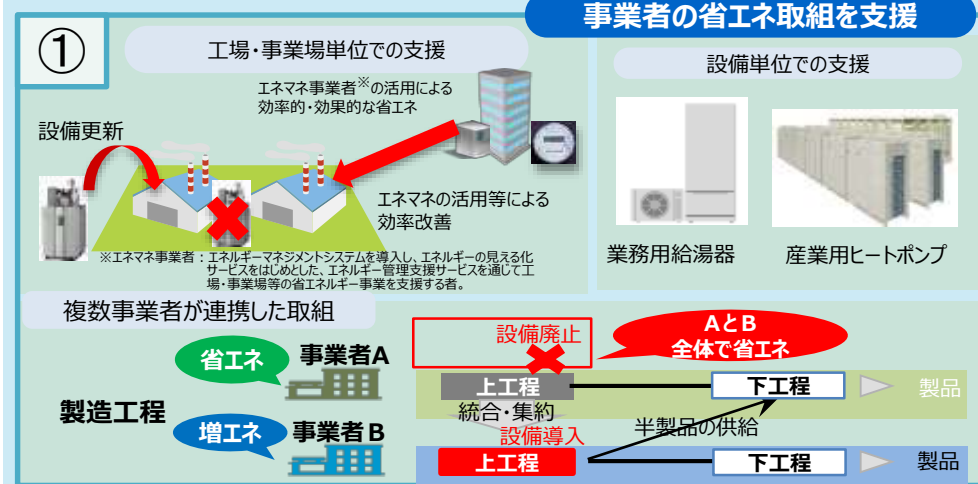
平成32年までに新築戸建住宅の過半数のZEH実現と公共建築物におけるZEB実現及び、省エネリフォーム件数の倍増を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

補助 (①1/2, 1/3, 1/4 ②戸建: 定額 集合: 2/3
③2/3 ④1/2)



事業イメージ



(参考) エネルギー使用合理化等事業者支援事業

平成29年度予算額 約513億円

簡易な手続きで申請可能な「設備単位」の事業も支援するとともに、増エネを伴う原単位改善に資する設備更新も新たに対象化。

	Ⅰ. 工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業			Ⅱ. 設備単位での省エネルギー設備導入事業
	(ア) 省エネルギー対策事業	(イ) ピーク電力対策事業	(ウ) エネマネ事業	
補助要件	いずれかを満たすもの ①省エネ率が1%以上 (単位:kl) ②エネルギー使用量を1,000kl以上削減 (省エネ量) ③費用対効果が1,000万円あたり省エネ量200kl以上 ④ エネルギー消費原単位の改善率1%以上 (単位:kl)	いずれかを満たすもの ①ピーク対策効果率が5%以上 (単位:kWh) ②ピーク対策時間帯での使用電力を190万kWh以上削減 ③費用対効果が1,000万円あたりピーク対策効果量80万kWh以上 ④ピーク対策原単位の改善1%以上 (単位:kWh)	「EMSの制御効果と省エネ診断等の運用改善効果」で省エネ率2%以上を達成する事業 またはピーク対策効果率10%以上を達成する事業	以下の既設設備を 一定以上の省エネ性の高い設備 に更新 ①高効率照明 ②高効率空調 ③産業ヒートポンプ ④業務用給湯器 ⑤高性能ボイラ ⑥高効率コージェネレーション ⑦低炭素工業炉 ⑧変圧器 ⑨冷凍冷蔵庫 ⑩産業用モータ
補助対象経費	設計費、設備費、工事費			設備費のみ
補助率	補助対象経費の 1/3以内 (ウ) 単独、(ウ) 組み合わせ事業は補助対象経費の 1/2以内			補助対象経費の 1/3以内
補助金限度額	【上限額】1事業あたり15億円/年度 【下限額】1事業あたり100万円/年度 ※複数事業者で実施する「工場・事業場間一体省エネルギー事業」は1事業当たりの補助金上限額は30億円/年度 ※事業規模が大きく、単年度での事業実施が困難な事業(複数年度事業)の1事業当たりの補助金上限額は50億円/事業			【上限額】1事業あたり3,000万円 【下限額】1事業あたり50万円 ※中小企業者、個人事業主は30万円

公募期間：平成29年5月25日(木)～平成29年6月26日(月) 交付決定：平成29年8月31日

(参考) 平成29年度エネルギー使用合理化等事業者支援事業 (省エネ補助金) 【区分Ⅰ：工場・事業場単位】 新規採択結果 (概要)

公募期間	平成29年5月25日～6月26日
申請件数	1,034件 (うち、514件 (49.7%) が中小企業等)
採択件数	411件 (採択率：39.7%)
中小企業等採択件数	228件 (採択件数の55.5%)
工場間一体省エネ事業採択件数	1件
エネマネ活用事業採択件数	192件 (採択件数の46.7%)
採択金額	151.7億円
申請時計画省エネ量	177,047.9kl/年
採択事業平均値	省エネ量 430.8kl/年、省エネ率 21.2%、省エネ費用対効果 2,310.2kl/億円

※「年度またぎ事業分」を除く。「年度またぎ事業分」とは、年度またぎ期間（2月～4月）を事業実施期間に含めざるを得ない外的要因があると認められる事業のみを対象とした省エネ補助金の特別枠。国庫債務負担行為となるため、予算が別枠となる。

(参考) 平成29年度エネルギー使用合理化等事業者支援事業 (省エネ補助金)
 【区分Ⅱ：設備単位】 新規採択結果 (概要)

申請件数	4,334件 (うち、2,767件 (63.8%) が中小企業等)
採択件数	2,497件 (採択率：57.6%)
中小企業等採択件数	1,674件 (採択件数の67.0%)
採択金額	83.3億円
申請時計画省エネ量	56,987.9kl/年

<設備区分毎の採択件数・採択率>

設備区分	採択件数	採択率	設備区分	採択件数	採択率
高効率照明	1,206件	58.8%	高効率コージェネ	5件	50.0%
高効率空調	1,005件	56.8%	低炭素工業炉	25件	61.0%
産業ヒートポンプ	1件	33.3%	変圧器	146件	58.2%
業務用給湯器	16件	45.7%	冷凍冷蔵庫	29件	43.3%
高性能ボイラ	255件	57.4%	産業用モータ	156件	58.0%

(参考) 平成29年度エネルギー使用合理化等事業者支援事業 (省エネ補助金) 申請のポイント

I. 工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業

- ✓ 業種・設備は限定されない。
- ✓ **投資回収年数が5年以上の事業**が対象。
- ✓ 「**エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場**」と「**中小企業に該当しない会社法上の会社 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社 (みなし大企業を含む))**」は**省エネ法の中長期計画等に記載されている事業のみが対象**。
- ✓ 3者以上の見積依頼・競争入札を実施し発注先を選定すること。

II. 設備単位での省エネルギー設備導入事業

- ✓ 指定の設備区分から選択。
- ✓ 3者以上の見積依頼・競争入札を実施し発注先を選定すること。
- ✓ 3者以上の見積依頼・競争入札で選定した販売事業者を申請手続きの代行者とすることができる。

(参考) 平成29年度エネルギー使用合理化等事業者支援事業 (省エネ補助金) よくある質問

I 工場・事業所単位とII 設備単位の区分は、同一設備を含む併願申請は可能か。

同一設備での併願は不可。同一事業場内でも異なる設備であれば、併願可能。(区分Iでボイラー、区分IIで照明を申請する等)

原単位要件により申請を行った場合、5年間成果報告を行う必要があるが、実施途中で原単位が悪化した場合はどうなるのか。また、生産量が減少した場合はどうなるのか。

5年間の成果報告のうち、1年でも計画値を到達すれば、その時点で計画値を満たしたと判断。また、生産量減少による減エネにより原単位が改善した場合は、計画値を達成したと見なさない。

II 設備単位の申請までの流れについて、①3社見積依頼・入札実施し発注先を決定②交付申請③交付決定の後、発注先契約、となるが、規則上発注先決定から契約まで期間をおくことはできない場合の対応

・申請時に3社見積で得た最安値の設備価格にて申請し、交付決定後に改めて発注先を選定することは可能。ただし、その場合申請時の手続代行はできないため、事業者自身で申請手続きを行う必要あり。

・また、交付決定後に行う発注先選定時の留意点は以下の通り。

①交付決定時の補助金額が上限となるため、最低価格を示した事業者以外から購入する場合であっても最低価格の見積金額の1/3となる

②交付決定時に導入設備の型式が決定するため、交付決定後の選定において型式指定をする必要あり。

生産設備以外(空調や照明など)の更新を合わせて申請したい場合、原単位改善の要件によることは可能か(原単位要件での申請は、生産設備に限定されるのか)。

原単位要件での申請は生産設備(生産活動に直接関係する設備であること)に限定。

生産設備と合わせて生産設備以外(空調や照明等)を申請したい場合には分けて申請し、省エネ量・省エネ率・費用対効果いずれかの入口要件を達成するように申請する必要がある。

省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業

平成29年度補正予算額 **78.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等における省エネの推進は、エネルギーコストの低減による利益増大やエネルギーコストの急騰による経営リスクが軽減されるなど、中小企業等の経営体質が強化され、生産性向上に直結します。
- そのため、本事業においては、エネルギー使用量の計測・制御等の機能を有する、省エネ性能の高い設備の導入による、生産性の向上に資する省エネ取組を支援します。また、設備の入替効果のみならず、設備の運用改善による省エネポテンシャルの深掘りの効果を追求します。
- 具体的には、導入した設備のエネルギー使用状況を見える化し、省エネ設備導入後における適切な運用管理や気づきを促します。また、本事業により省エネ設備等を導入した事業者に対し、省エネを推進する専門家を派遣し、エネルギー使用実態の調査・分析を行うことで、省エネ設備等の運用改善によるエネルギーの効率的利用を促します。

成果目標

- 本事業によって、省エネ性能の高い設備の導入を支援するとともに、その後の運用改善による、更なる省エネポテンシャルの深掘り効果を追求し、エネルギーコストの低減を図り、中小企業等の経営体質を強化し、生産性の向上を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

省エネ設備・エネルギー見える化設備の導入

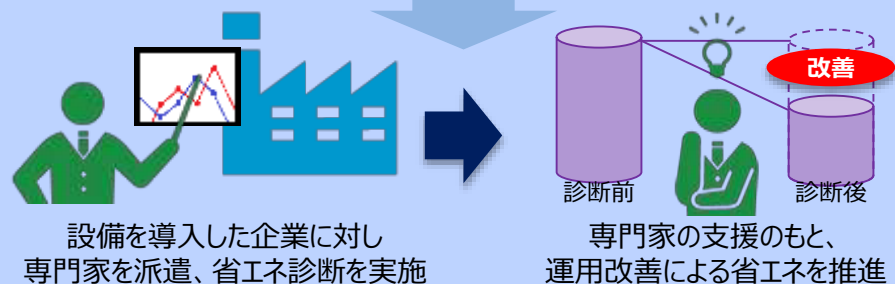
- エネルギー使用量の計測・制御等の機能を有する省エネ性能の高い設備等の導入を支援



省エネの推進により、中小企業等の経営体質の強化、生産性向上を図る

専門家診断によるエネルギー効率的利用の促進（省エネの深掘り）

- 省エネに関する情報不足や人材不足により、省エネに取り組むことが出来ない中小企業等が多く存在
- そのような事業者に対して専門家を派遣し、省エネ設備等の運用改善によるエネルギーの効率的利用を促進



省エネ設備の導入に加え、専門家の支援により省エネの更なる深掘りを図る

省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業

公募期間：平成30年3月20日（火）～4月20日（金）、交付決定：平成30年6月中旬予定

省エネルギー性能の高い設備（省エネ設備）の導入と併せて、導入する設備に係るエネルギー使用量等を計測・蓄積する装置（見える化装置）の導入を支援する制度です。

	A・B双方の補助対象設備を導入してください	
	(A) 省エネ型設備	(B) 見える化装置
補助要件	以下の設備区分に該当する既設設備を 一定以上の省エネ性の高い設備 に更新 ①高効率照明 ②高効率空調 ③産業ヒートポンプ ④業務用給湯器 ⑤高性能ボイラ ⑥高効率コージェネレーション ⑦低炭素工業炉 ⑧冷凍冷蔵設備 ⑨産業用モータ	見える化装置は、導入した省エネルギー型設備に係るエネルギー使用量等を計測・蓄積する装置であって、以下の機能を有するものであること。 1. 設備区分毎に定める計測すべきデータを、一定の間隔で計測可能であること。 2. 一定の間隔を持って計測したデータを一定期間、蓄積可能であること。 ※見える化装置の機能を内蔵した省エネ型設備への更新も対象。 ※既設の見える化装置を活用して、導入するAの設備を見える化する場合は対象外。
補助対象経費	設備費のみ（※工事費・運搬費は対象外）	
補助率	補助対象経費の 1/3以内	
補助金限度額	【上限額】1事業あたり3,000万円 【下限額】1事業あたり30万円	
専門家派遣について (事業実施後)	○すべての補助対象事業者は、 事業実施後原則90日以内に省エネ専門家による診断（原則1日）を受診。 ○省エネ診断結果に基づく改善提案等は、補助対象事業者の今後の省エネ取組の参考として利用可能。 ○補助対象事業者専門家派遣に係る旅費や謝金等の 費用負担はありません。	

事業実施期間：交付決定日～平成30年10月31日（水）

お問い合わせ先（補助金執行団体）**Sii** 一般社団法人 環境イニシアチブ
北海道札幌市中央区南一条西5丁目1番1号 Siiビルディング
TEL: 0570-077-317 ホームページ: <https://sii.or.jp/>

省エネ再エネ高度化投資促進税制の創設 (所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)

- 2030年度のエネルギーミックス実現に向け、**省エネ投資促進によるエネルギー消費効率の改善と再エネの更なる導入拡大を進めることが重要。**
- そのため、①省エネ法の規制対象事業者等を対象とした、**大規模又は複数事業者の連携による高度な省エネ投資**や、②**再エネの自立化・長期安定化に資する投資を促進**する税制を新設し、**エネルギー利用の最適化・自給率向上を図る。**

改正概要

【適用期限：平成31年度末まで（2年間）】

- ◆ エネルギーミックスの実現に向け、エネルギーの需要側・供給側それぞれにおける取組が不可欠。
- ◆ 需要側では、製造業等において、**エネルギー消費効率の改善が近年足踏み**。供給側でも、固定価格買取制度により再エネの導入量は拡大してきているが、**国際的に見ても高コスト構造**であり、**先進的な保守・管理手法の導入の遅れ**が課題として顕在化。
- ◆ そこで、需要側において、**省エネ法と連動した大規模な省エネ投資や複数事業者が連携する高度な省エネ投資**、供給側においては、更なる再エネ導入拡大のために重要となる**固定価格買取制度からの自立化や長期的・安定的な発電に向けた先進的な再エネ設備の導入**に対し、税制措置を講じる。
- ◆ 本措置により、需要側におけるエネルギー消費効率の改善と供給側の再エネ導入拡大を進め、**エネルギー利用の最適化・自給率向上を一体的に促進**。

今までの
取組

省エネルギー（需要側）

・個々の省エネ設備投資に着目した支援

再生可能エネルギー（供給側）

・設備導入（水力、バイオマス、地熱等）「導入量(kW)」の確保

本税制での
取組

・省エネ法の規制措置と連動した省エネ投資への支援
 個社単体による大規模な省エネ投資
 複数事業者が連携する高度な省エネ投資

高度な省エネ取組と先進的な再エネ導入により、エネルギー利用の最適化・自給率向上を促進

・自立化・長期安定発電に資する設備導入等（水力、バイオマス、地熱等）
 発電量(kWh)と導入量(kW)の確保

エネルギーミックス実現の加速化

(参考) 需要側に対する措置について <省エネルギー>

- エネルギーミックスの実現に向け、省エネ法の規制対象事業者等を対象に、① **生産設備等を対象とする大規模な省エネ投資**、② **I o T 等を活用し個社の枠を超えて複数事業者が連携する高度な省エネ投資**を促進する税制措置を新設。

改正概要

【適用期限：平成31年度末まで（2年間）】 ※特別償却（30%）又は税額控除（7%、中小企業のみ）

① 大規模な省エネ投資

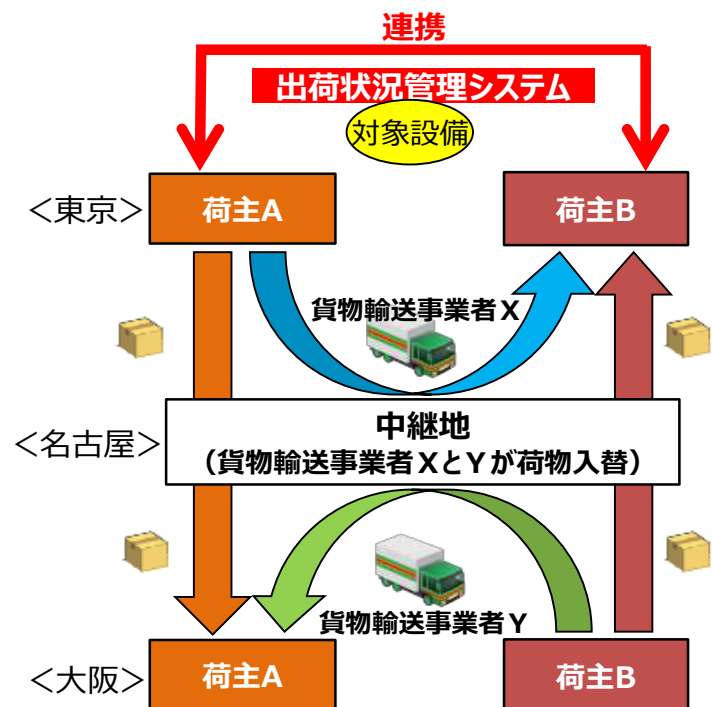
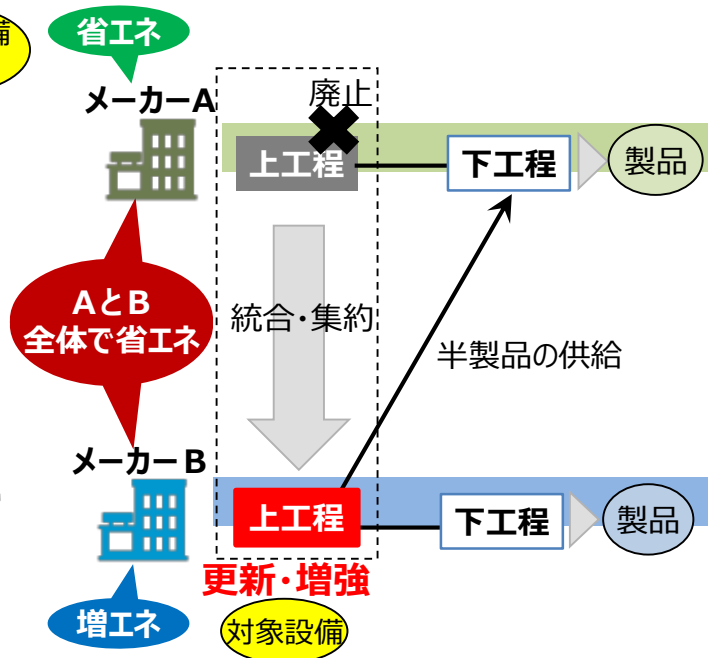
② I o T 等を活用し、複数事業者が連携して実施する高度な省エネ投資

事業者単体による省エネ効果の高い大規模な省エネ投資を対象に特別償却等を講じる。

複数のメーカーや荷主等が連携して実施する高度な省エネ投資を対象に特別償却等を講じる。

(工場連携の例) 製造工程の統合・集約

(物流連携の例) 物流拠点の共同化／共同輸配送



省エネ法上の優良評価を受けた事業者が行う、努力義務（原単位改善1%/年）達成に資する大規模な省エネ投資を後押し。

事業者単体の省エネ取組に加え、複数事業者による高度な省エネ取組を後押し。

省エネルギー設備投資に係る利子補給金 助成事業費補助金

平成30年度予算案額 **16.0億円（18.5億円）**

事業の内容

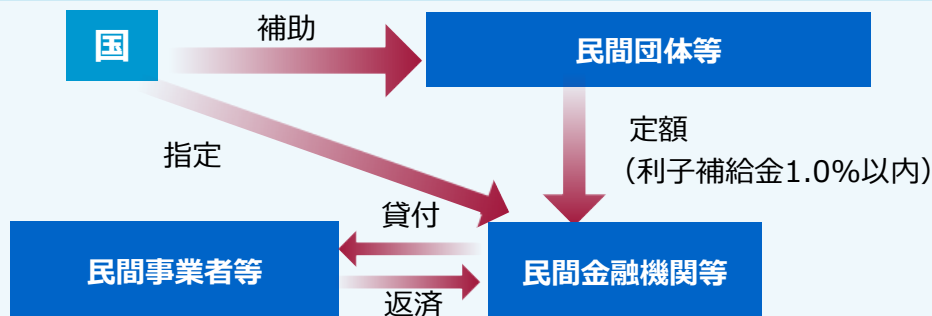
事業目的・概要

- 省エネ設備の新規導入や増設など、省エネルギー取組のモデルケースとなり得る事業等に対して支援を行い、資金調達が障壁になり二の足を踏んでいる事業者の省エネ投資を促進します。
- 具体的には、新設事業所における省エネ設備の新設や、既設事業所における省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、更にはクラウドサービスの活用、省エネ診断・運用改善といった省エネサービスの活用等のソフト面での省エネ取組に際し、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対して利子補給を行います。

成果目標

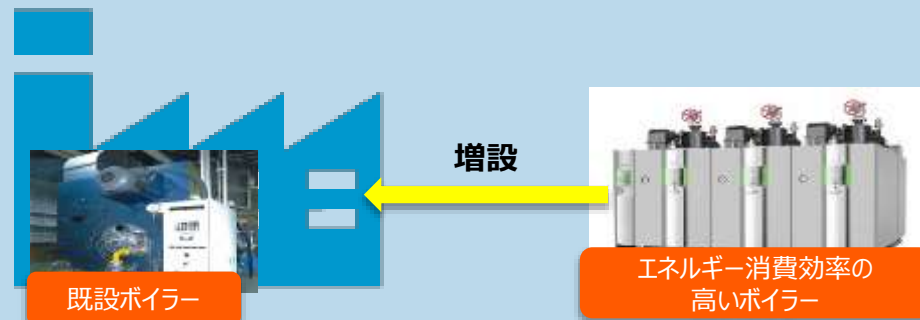
- 平成42年省エネ目標（5,030万kl削減）達成に寄与します。
- 平成30年度は新たに30件程度の利子補給を実施し、民間金融機関等の融資を活用した省エネルギー投資の更なる促進を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

支援対象事業例① 既設工場への新たなボイラーの増設



支援対象事業例② 新設ビルへの設備導入



支援対象事業例③ ソフト面での省エネ取組



**・その他のエネルギー関連支援制度は以下URLのページから
ご覧ください。**

▼北海道経済産業局HP「省エネルギー・新エネルギー導入支援事業等のご案内」▼
<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enejigyo/index.htm>

**・エネルギー関連支援制度についてご不明な点は、
北海道経済産業局までお問合せください。**

▼問い合わせは、エネルギー対策課まで▼

電話：011-709-1753

**・エネルギー関連支援制度の公募情報・イベントを
当局メルマガで配信中。**

▼メルマガ配信登録は、こちらまで▼

hokkaido-energy@meti.go.jp